

令和元年10月15日

組合員各位

大阪府警察信用組合

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定の改定について

当組合は、2018年金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和2年1月より預金規定を改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当組合が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合は、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。加えて、当組合が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取引を制限等させていただく場合があります。

上記の変更に伴い、以下のとおり預金規定を改定いたします。

1 対象となる預金規定

普通預金規定

※ 改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

2 規定適用開始日

令和2年1月1日

3 主な改定内容

- (1) 「解約等」の条項に「マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はおそれがあると合理的に認められる場合」を追加します。
- (2) 当組合が求める情報や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合等に、お取引を制限させていただく場合があること等を記載した「取引の制限」条項を新設します。

以上

「普通預金規定」の新旧対比表

変 更 後	現 行
<p>1. (取扱店の範囲)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>3. (振込金の受入れ)</p> <p>4. (受入証券類の決済、不渡り)</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>6. (利息)</p> <p>7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>9. (印鑑照合等)</p> <p>10. (譲渡、質入れの禁止)</p> <p>11. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第13条第3項第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p><u>12. (取引の制限等)</u></p> <p>(1) <u>当組合は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p><u>13. (解約等)</u></p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当組合に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合 又は預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合</p> <p>③ <u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することがで</p>	<p>1. (取扱店の範囲)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>3. (振込金の受入れ)</p> <p>4. (受入証券類の決済、不渡り)</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>6. (利息)</p> <p>7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>9. (印鑑照合等)</p> <p>10. (譲渡、質入れの禁止)</p> <p>11. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金口座は、第12条第3項第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>12. (解約等)</u></p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当組合に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合 又は預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合</p> <p>③ <u>この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することがで</p>

<p>きるものとしす。</p> <p>① 預金者が、次のいずれかに該当したことが半明した場合</p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員</p> <p>C. 暴力団準構成員</p> <p>D. 暴力団関係企業</p> <p>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊技能暴力集団等</p> <p>F. その他前各号に準ずる者</p> <p>② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4) この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとしす。また、法令に基づく場合にも同様ことができるものとしす。</p> <p>(5) 前3項より、この預金口座が凍結され残高がある場合、又はこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当組合に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出又は保証人を求めることがあります。</p> <p><u>14.</u> (通知等)</p> <p><u>15.</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p><u>16.</u> (規定の変更)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--

<p>きるものとしす。</p> <p>① 預金者が、次のいずれかに該当したことが半明した場合</p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員</p> <p>C. 暴力団準構成員</p> <p>D. 暴力団関係企業</p> <p>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊技能暴力集団等</p> <p>F. その他前各号に準ずる者</p> <p>② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4) この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとしす。また、法令に基づく場合にも同様ことができるものとしす。</p> <p>(5) 前3項より、この預金口座が凍結され残高がある場合、又はこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当組合に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出又は保証人を求めることがあります。</p> <p><u>13.</u> (通知等)</p> <p><u>14.</u> (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p><u>15.</u> (規定の変更)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--